

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

令和6年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月30日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西 田 三 十 五

1 期 日 令和6年10月7日（月） 午後3時30分 開議

2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和6年10月7日

○現在議員12名で次のとおり

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

令和6年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和6年10月7日（月曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第2号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 閉会

○出席議員（12名）

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	花	島	英	雄	
消 防 長	平	山	雅	己	
次 長	前	橋	幸	雄	
参事兼総務課長	柏	崎		哲	
予 防 課 長	青	野	勝	美	
査 察 調 査 課 長	木	村		茂	
参事兼警防課長	戸	村	孝	伸	
救 急 課 長	白	鳥	良	男	
指 揮 指 令 課 長	川	口	友	己	
佐 倉 消 防 署 長	和	田	光	功	
志 津 消 防 署 長	齋	藤	眞	一	
八 街 消 防 署 長	加	藤		晋	
酒々井消防署長	矢	島	茂	樹	

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	高	嶋	昌	治
書		記	田	中	直	樹
書		記	友	野	睦	美
書		記	高	島	秀	晃

◎開会及び開議の宣告

(午後3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、令和6年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号4番、板倉和雄議員、議席番号5番、高橋秀樹議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第2号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第2号までの2件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号までの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○管理者（西田三十五） 本日、ここに令和6年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中、出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝を申し上げます。

それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額45億6,011万493円に対しまして、歳出総額は44億8,654万8,625円であり、歳入歳出差引額は7,356万1,868円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は6,611万4,868円で、この全額を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

なお、本決算につきましては、去る8月26日に監査委員の審査を受け、要望事項をいただいておりますので、より一層消防業務の適正な執行に努めてまいります。

議案第2号 和解についてでございますが、令和5年10月16日に東京地方裁判所に対し、訴訟を提起した損害賠償等請求事件について、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終ります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 前橋幸雄 登壇)

○次長（前橋幸雄） 消防本部次長の前橋幸雄でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号は令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。はじめに、歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入の合計といたしまして、予算現額45億5,990万2,000円に対し調定額、収入済額ともに45億6,011万493円で、前年度と比較し、3億8,179万1,709円、7.7%の減でございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出の合計といたしまして、予算現額45億5,990万2,000円、支出済額44億8,654万8,625円、翌年度繰越額744万7,000円、不用額6,590万6,375円、前年度と比較し、4億1,154万7,675円、8.4%の減でございます。

なお、翌年度繰越額の744万7,000円につきましては、繰越明許費を設定いたしました、酒々井消防署配置の指揮車の更新でございます。以上歳入歳出差引残額といたしまして7,356万1,868円、うち翌年度繰越額744万7,000円を除いた6,611万4,868円を財政調整基金への繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、3ページに進んでいただき、事項別明細書により歳入歳出の詳細につきまして、ご説明を

させていただきます。はじめに歳入でございますが、1款1項1目常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに39億7,171万9,000円でございます。内訳といたしましては、構成市町分担金で、分担割合は、佐倉市が60.72%、八街市が27.99%、酒々井町が11.29%で前年度の消防費に係る基準財政需要額割により分担割合を算出しています。

次に、2目長期債償還分担金、予算現額3億7,334万8,000円に対し調定額、収入済額ともに3億7,334万4,695円でございます。内容につきましては、元金及び利子償還金に伴う構成市町分担金で、借り入れ事業年度ごとの分担割合により算出しています。

次に、2款1項1目手数料、予算現額200万円に対し、調定額、収入済額ともに197万6,880円で、危険物施設の申請手数料等の収入でございます。

4ページに進んでいただき、3款1項1目、国庫補助金、予算現額、調定額、収入済額ともに1,481万8,000円でございます。内容につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、酒々井消防署配置の災害対応特殊救急自動車の更新でございます。

次に、4款1項1目県補助金、予算現額5万円に対し、調定額、収入済額ともに8万円で、消防機関個人防護具整備事業に対する千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金は、予算現額3,000円に対し、調定額、収入済額ともに2,513円で財政調整基金預金利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入は、予算現額、調定額、収入済額ともに150万7,000円で消防車両3台の売払いによる収入でございます。

5ページに進んでいただき、7款1項1目財政調整基金繰入金は、予算現額、調定額、収入済額ともに8,018万4,000万円で、財政調整基金から一般会計に繰り入れを行ったものでございます。

次に、9款1項1目預金利子は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額ともに5,710円で歳計現金預金利子でございます。

次に、2項1目雑入は、予算現額867万円に対し、調定額、収入済額ともに887万2,695円で備考欄に記載の収入でございます。

続きまして、6ページに進んでいただき10款1項1目組合債は、予算現額、調定額、収入済額ともに1億760万円で消防車両3台の整備、消防救急デジタル無線機更新事業及び佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事に係る設計業務委託に伴う組合債でございます。なお、借入先につきましては、市町村振興協会、銚子信用金庫及び千葉県からの借入れでございます。以上で歳入について説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが、7ページにお進みください。1款1項1目議会費につきましては、予算現額105万4,000円に対し、支出済額98万3,442円でございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、予算現額288万5,000円に対し、支出済額274万229円でございます。支出の主なものは、特別職給料及び弁護士業務委託でございます。

2 項 1 目監査委員費につきましては、予算現額 11 万 6,000 円に対し、支出済額 11 万 540 円でございます。支出の主なものは、監査委員報酬でございます。

8 ページにお進みください。3 款 1 項 1 目常備消防費につきましては、後ほど別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をさせていただきます。

14 ページにお進みください。2 目庁舎建設費につきましては、予算現額 1,500 万 2,000 円に対し、支出済額 1,500 万 1,800 円で、内容につきましては、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事に係る設計業務委託及びアスベスト含有調査業務委託でございます。

15 ページにお進みください。4 款公債費は、予算現額 3 億 7,334 万 8,000 円に対し、支出済額 3 億 7,334 万 4,695 円で、組合債元金及び組合債利子の償還金でございます。以上で歳出について説明を終わりにさせていただきます。

次に、18 ページに進んでいただき、3 基金、財政調整基金につきましては、前年度末現在高 2 億 8,526 万 2,143 円、決算年度中増減高は 6,749 万 5,585 円の減で、決算年度末現在高は 2 億 1,776 万 6,558 円でございます。

次に、常備消防費につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をさせていただきます。

4 ページをご覧ください。右欄の常備消防費の欄をご覧ください。義務的経費の人件費といたしまして、給料、職員手当等で 36 億 227 万 1,834 円、構成比といたしましては 88.0%でございます。

次に、投資的経費の普通建設事業費といたしまして、車両整備費で 8,615 万 6,719 円、構成比 2.1%で、事業の内容といたしましては、後ほどご説明をさせていただきます。

その他の経費といたしましては 4 億 593 万 9,366 円、構成比 9.9%で、内容につきましては、燃料費、光熱水費等の物件費で 3 億 2,037 万 2,353 円、庁舎等の修繕に係る維持補修費で 1,034 万 7,486 円、消防大学校、千葉県消防学校の入校経費等の補助費等で 7,521 万 9,527 円でございます。

以上、常備消防費合計 40 億 9,436 万 7,919 円、前年度と比較し、2,130 万 3,917 円、0.5%の減でございます。

次に、普通建設事業費につきまして、15 から 16 ページをご覧ください。5 警防課（1）車両整備といたしまして、消防車両 3 台の更新で、長期間の使用により、機能低下等が見受けられる消防車両を、消防力整備実施計画に基づき、最新鋭の車両に更新したもので、ア佐倉消防署臼井出張所配置の消防ポンプ自動車購入事業で、事業費といたしましては 4,320 万 8,000 円でございます。イ酒々井消防署配置の災害対応特殊救急自動車購入事業で、事業費 3,597 万円でございます。ウ佐倉消防署角来出張所配置の先行車購入事業で、事業費 697 万 8,719 円でございます。以上で普通建設事業費の説明を終わりにさせていただきます。

なお、令和 5 年度の各事業の詳細につきましては、主要施策の成果の説明書に記載のとおりでございます。

また、23 ページ以降に職員配置表、車両配置表、令和 5 年度火災概要及び救急活動状況を記載させていただいておりますが説明は省略させていただきます。以上で議案第 1 号の説明を終わりにさせていただきます。

ます。

続きまして、議案第2号 和解についてでございます。令和5年10月12日、組合議会定例会において議決を受け、令和5年10月16日、東京地方裁判所へ訴えを提起した消防救急デジタル無線機購入事業の談合に係る損害賠償等請求について、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事件名につきましては、東京地方裁判所令和5年（ワ）第26610号損害賠償等請求事件でございます。和解の相手方につきましては、株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社、沖電気工業株式会社の3社でございます。

訴訟の概要につきましては、消防組合が発注した平成24年5月23日開札の消防救急デジタル無線機購入事業の入札において、株式会社富士通ゼネラルと沖電気工業株式会社を含む5社による談合により、公正な価格競争を排して受注調整を図り、公正な価格競争の下で形成される落札価格より不当に高額な金額で落札し、その結果、発注者である消防組合が公正な競争の下で形成される落札価格をもって売買契約を締結する権利ないし法的利益を侵害したものとして、令和5年10月16日、相手方らに対して、不法行為に基づく損害賠償請求並びに株式会社富士通ゼネラル及び消防組合の契約相手であります、スイス通信システム株式会社に対して、不当利得返還請求として、連帯して契約金額1億2千96万円の10分の2にあたる2,419万2,000円及びその遅延損害金の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提起したものです。その後、令和5年11月29日、株式会社富士通ゼネラルに対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第25条第1項の規定による損害賠償請求の訴えを追加したものでございます。これまでに計5回の期日が開かれました。当初から被告ら代理人弁護士から和解協議の申入れがあり、当方としても条件によって和解する用意があったため、和解による解決を目指して、具体的な協議が進められました。令和6年9月4日の5回目の期日において、被告らから契約金額の約15.29%にあたる1,850万円を解決金として支払うとの和解提案がありました。

また、この本件和解提案について、裁判所より消防組合に対し、裁判所としても、今回の被告らからの提案は、他の同種事案に照らしても本件の解決として穏当な内容であると評価されるので、前向きに検討するよう勧められたものでございます。この本件和解提案に対して、代理人弁護士の意見も踏まえ、判決による解決となれば裁判の長期化は避けられず、また、この本件和解提案以上の損害賠償額を獲得できるという保証もなく、あわせて契約金額に対する和解金額の割合として現時点で公表されている、全国の同種事案の和解金額と比較しても高率といえることから、本件和解提案を受諾し、和解の要旨により和解をいたそうとするものでございます。

和解の要旨としましては、(1)被告株式会社富士通ゼネラルは、消防組合に対し、本件解決金として1,500万円、被告スイス通信システム株式会社は、消防組合に対し、本件解決金として350万円の支払い義務があることを認める。(2)被告富士通ゼネラル及び被告スイス通信システムは、それぞれ令和6年11月21日までに、消防組合が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払い、振込手数料は被告富士通ゼネラル及び被告スイス通信システムの負担とする。(3)消防組合は、被告らに対するその余の請求を放棄

する。(4) 消防組合及び被告らは、消防組合と被告らとの間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。(5) 訴訟費用は、各自の負担とする、となっております。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） これより議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和6年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時03分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 板 倉 和 雄

署名議員 高 橋 秀 樹